後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

2007年11月号

老人保健制度が変わります

75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度

来年4月からスタート

医療費が増加していくなか、公平でわかりやすく、安心して医療保険を利用できるように、75歳以上の方に「心身の特性」や「生活実態」に合わせて、従来の医療保険から独立した『後期高齢者医療保険』に加入していただく事になります。

（国の見直しにより変更になることがあります）

老人保健制度（現行）		後期高齢者医療制度
国民健康保険や会社の医療保険などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けています。	どう変わるの？	75歳以上のすべての方を対象とした「高齢者のための」独立した制度です。平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入していただきます。
	どこが運営するの？	県の後期高齢者医療広域連合が運営します。申請手続き等の窓口は、今まで通り町役場です。
	対象者は？	変更ありません。※移行するための手続きはありません。
	いつから？	○現在の老人保健の対象者は、平成20年4月1日から ○平成20年4月以降に75歳になる方は、誕生日の当日から
3割	医療費の負担は？	変更ありません。
	保険証は？	後期高齢者医療被保険者証が1ひとりに1枚交付されます。来年3月頃、発送の予定です。（現在の白色の医療受給者証は必要なくなります。）
	保険料は？	広域連合ごとに決められた保険料を加入者一人ひとりが納めることになります。
加入しています。 事代、高	保険給付は？	変更あり

問合せ先
県後期高齢者医療広域連合
（山梨県自治会館内）
☎055-236-5671
役場住民課後期高齢者医療担当
☎66-3405

1月22日に開催した県広域連合議会で、「後期高齢者医療制度」の医療給付や保険料等を定めた「条例」が可決されました。

～山梨県後期高齢者医療広域連合のホームページが開設されました～

この制度を知っていただくために、ホームページが開設されました。制度の内容等を詳しく紹介しますのぜひご覧ください。

URL http://www.yamanashi-

問合せ先
県後期高齢者医療広域連合
（山梨県自治会館内）
☎055-236-5671
役場住民課後期高齢者医療担当
☎66-3405

保険料は？

保険料は被保険者全員で

保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（応益分）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（応能分）の合計額となります。

75歳以上の方の保険料

年間の保険料（一人分）（～21年）

＝

均等割額 38,710円

＋

（所得－33万円）×7.28%

上限50万円

保険料が軽減される方

○所得の低い世帯の方
○後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険の被保険者であった方

社会のみんなで後期高齢者医療制度を支えていきます

後期高齢者医療の財源

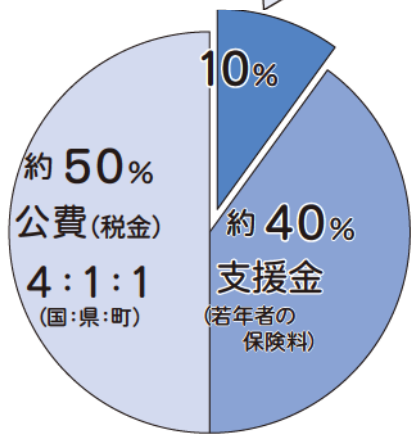

＋

患者が医療機関で支払う窓口負担金（1割または3割）

⇦

75歳以上の皆さんが納める保険料は、国や自治体の負担金等とともに、後期高齢者医療制度を健全に運営するための大切な財源です。

※詳しい内容は、配布したパンフレットをご覧下さい。